機密性２

協福島支部発第201016-01号
令和２年10月16日

福島県社会保険労務士会会長　様

全国健康保険協会福島支部長

協会に提出する届書等の押印及び署名等に係る取扱い等について

日頃より全国健康保険協会の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和２年８月３日付で厚生労働省保険局保険課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いに係る緊急対応について」（別添）（以下、「保険課事務連絡」と言います。）が発出されました。これは、国が進める規制改革実施計画を受けて、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しのうち、健康保険法の規定等により、適用事業所等が書面で提出する届出について、新型コロナウイルスの感染防止の観点からの当分の間の取扱いを示したものです。

保険課事務連絡に示された取扱いについて、協会においては、協会管掌健康保険にご加入の皆様の個人情報の保護並びに適正な保険給付の維持を担保しつつも、届出等の可能な限りの簡素化を図るべく、当分の間、別紙１、２のとおり取り扱うことといたします。

貴会におかれましては、本件に係る協会の取扱いについてご理解とご協力を賜るとともに、貴会会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

458

受付
2.10.20
福島県社会保険労務士会

（別紙１）

押印及び署名等に係る協会の取扱い

１．申請方法について（電子メールでの届書等の受理不可）

	取扱区分	取扱内容	備考
（1）	電子メールによる届出	電子メールを用いた届出等の受理は行いません。	―

２．届書等の受理について（押印又は署名がなくても受理可）

	取扱区分（対象届書等）	取扱内容	備考
（1）	事業主印又は署名の省略 （対象届書等：別紙２の①のとおり）	事業主の押印又は署名がない場合であっても受理します。	
（2）	被保険者印又は署名の省略 （対象届書等：別紙２の②のとおり）	被保険者の押印又は署名がない届出であっても受理します。	

３．届書等の受理について（原則押印又は署名が必要だがない場合でも条件付きで受理可）

	取扱区分（対象届書等）	取扱内容	備考
（1）	事業主印又は署名の省略 （対象届書等：別紙２の③のとおり）	原則押印又は署名がない場合は受理しません。ただし、次の場合のように届出等の真正性を担保できると認められる場合は、事業主の押印又は署名がない場合であっても受理します。 ・法務局が発行する法人の印鑑証明書（写し可）又は印鑑カードの写しの添付 ・事業主の代理選任の届出の写しの添付	
（2）	被保険者印又は署名の省略 （対象届書等：別紙２の④のとおり）	原則押印又は署名がない場合は受理しません。ただし、添付書類による突合、振込先欄に記載された口座名義人と申請者名との突合等により、給付金の振込口座が申請者のものであることが確認できる等、届出等の真正性を担保できると認められる場合は、被保険者の押印又は署名がない場合でも受理します。（※受取代理等による申請については従来どおり押印又は署名が必要です。）	

（別紙２）

押印及び署名等に係る協会の取扱い 対象届書等一覧

○…押印又は署名がなくても受理可能

△…押印又は署名が必要だが、条件によりなくても受理可能

	届書等名称	対象届書等			
		①	②	③	④
1	療養費支給申請書 （受領委任方式による柔整、はりきゅう、あんまマッサージ療養費は除く）				△
2	高額療養費支給申請書 （貸付含む）				△
3	年間の高額療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書				△
4	高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書				△
5	限度額適用認定申請書		○		
6	限度額適用・標準負担額認定申請書		○		
7	特定疾病療養受療証交付申請書		○		
8	傷病手当金支給申請書			△	△
9	出産手当金支給申請書			△	△
10	出産育児一時金内払依頼書・差額申請書				△
11	出産育児一時金支給申請書 （貸付含む）（受取代理は除く）				△
12	被保険者資格喪失等証明書交付申請書				△
13	埋葬料（費）支給申請書	○			△
14	健康保険移送費支給申請書				△
15	負傷原因届	○（※）	○		
16	任意継続被保険者資格取得申出書	○	○		
17	任意継続被保険者資格喪失申出書		○		
18	任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書		○		
19	任意継続被保険者氏名 住所 性別 生年月日 電話番号変更（訂正）届		○		
20	任意継続被保険者被扶養者（異動）届		○		
21	任意継続被扶養者変更（訂正）届		○		
22	保険料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書		○		
23	任意継続被保険者保険料口座振替・自動払込辞退（取消）届		○		
24	健康保険料還付請求書				△
25	健康保険法第118条第1項該当・非該当届		○		
26	被保険者証回収不能届	○	○		
27	被保険者証再交付申請書	○	○		
28	高齢受給者証再交付申請書	○	○		
29	高齢受給者証基準収入額適用申請書	○	○		
30	医療費のお知らせ依頼書		○		
31	第三者行為による傷病届		○		

（※）労災・通災該当の場合のみ

事　務　連　絡
令和２年８月３日

全国健康保険協会
健康保険組合　御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの
適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いに係る緊急対応について

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められるなか、規制改革実施計画（令和２年７月17日閣議決定。参考１参照。）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しとして、「緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準（※）に従い必要な措置を講じるとともに、その周知を行う」こととされました。

これを受けて、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定等により、適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いについて、新型コロナウイルスの感染防止の観点からの当分の間の取扱いを、下記のとおりお示しするため、各保険者におかれては適切に御対応いただきますようお願いします。

なお、規制改革実施計画においては、「緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行う」こととされており、今後、具体的な内容について整理してお示しする予定です。

（※）行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和２年５月22日）ｐ２～７参照

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/200622honkaigi03.pdf

記

１　書面による手続の取扱い

事業主が全国健康保険協会又は健康保険組合（以下「協会等」という。）に書面で提出する届出等については、例えば手続用の専用アドレスが存在するなど手続業務に支障を来さない場合などにおいては、電子メール（インターネット等を介した電子メールも含む）を用いた

届出（届出等のPDFを添付）であっても受理のうえ処理して差し支えない。

なお、電子メールを用いた届出については、個人情報の保護の観点から、添付する媒体が暗号化されていること、暗号化を解除するためのパスワードは別送するなどの適切な対応が必要であるとともに、後日、原本の提出を求めることとする。

また、添付文書については、メール送付時に添付することを必須とせず、事後に確認することにより、届出等の簡素化を行って差し支えない。

2　事業主の押印及び署名の取扱い

事業主が協会等に書面で提出する届出等のうち、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）様式第一号から第八号において事業主の押印又は署名を求めている届出、協会等が様式を定める届出（健康保険法等によらず協会等が独自で求めている届出等を含む。）及び事業主を経由する届出については、事業主の押印又は署名がない届出であっても受理して差し支えない。

なお、（1）の届出等については、特に慎重に届出の真正性を確認する必要があると考えられることから、押印又は署名が必要であるが、（2）に例示する方法などにより、届出等の真正性を担保できると保険者が認める場合は、押印又は署名を省略して差し支えない。

（1）特に慎重に届出の真正性を確認する必要があると考える届出等

①　事業主に対して手続の結果に係る通知（決定通知書等）が送付されず、事業主が当該手続が行われたことを把握できない届出等

【例】健康保険 厚生年金保険　適用事業所全喪届
健康保険 厚生年金保険　事業所関係変更（訂正）届

②　郵送通知物の宛先に係る届出等（法人登記簿等が添付される場合にあっては当該登記簿等に記載の所在地と異なる所在地（例えば総務部門所在地）を届ける場合に限る。）

【例】健康保険 厚生年金保険　新規適用届
健康保険 厚生年金保険　適用事業所名称／所在地　変更(訂正)届
健康保険 厚生年金保険　被保険者住所変更届

③　金銭の支払い等に関係する届出等

【例】保険料等還付請求書
健康保険 厚生年金　保険料等口座振替納付（変更）申出書
傷病手当金又は出産手当金の申請における事業主証明

（2）確認方法（例示）

①事業主記載欄に記載された情報と基幹システムで管理されている情報との突合確認
②届出受理後における事業主（又は総務部門）に対する電話確認
③従前から求めている添付書類等による届出記載事項の突合確認
④簡易書留等による受領確認

3　被保険者の押印及び署名の取扱い

被保険者が適用事業所を経由して協会等に提出する届出等に係る押印等の取扱いについては、令和元年８月30日付け事務連絡「被保険者が適用事業所を経由して提出する届出等における押印等の取扱いについて」（参考２参照）によるものとする。

また、被保険者が直接、協会等に提出する保険給付にかかる申請については、原則、押印又は署名が必要であるが、添付書類による突合、振込先欄に記載された口座名義人と申請者名との突合等により真正性が担保できると判断した場合は、被保険者の押印又は署名がない場合でも受理して差し支えない。

4　その他

この取扱いは、緊急対応としての取扱いであることから、事務マニュアル又は規程等の改正は必要ない。